

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年12月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年12月定例会

開 会	令和4年12月21日 (水) 午後1時30分	閉 会	令和4年12月21日 (水) 午後3時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年12月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21	児童生徒課 課長	中坂 正夫
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	” 補佐	板花 倫子
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
4	学校教育部 審議監	堤 和子	24		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	25		
6	” 専門監	壁 和宏	26		
7	” 補佐	永淵 智幸	27		
8	” 主事	生田 裕仁	28		
9	” 主事	山本 真優子	29		
10	社会教育課 課長	臼井 眞美	30		
11	” 補佐	青木 史	31		
12	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	32		
13	” 主査	木村 勉	33		
14	スポーツ課 課長	塩路 猛	34		
15	” 主査	岡田 浩平	35		
16	学務課 課長	石橋 聡	36		
17	” 補佐	生島 剛	37		
18	” 学校保健担当室長	大場 慶育	38		
19	” 補佐	御園生 朋寛	39		
20	” 補佐	飯島 雅子	40		

## 令和4年12月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年12月21日（水） 午後1時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

## 令和4年12月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第31号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について

(スポーツ課) …p1

#### ② 議案第32号

令和4年度松戸市議会12月定例会の議案(補正予算)に対する  
意見聴取について

(教育総務課) …p4

#### ③ 報告第9号

臨時代理による処分の報告について

(学務課) …p6

#### ④ 報告第10号

臨時代理による処分の報告について

(児童生徒課) …p9

### (2) 報告等

#### ① 松戸市文化財保存活用地域計画(案)のパブリックコメントの実施について

(文化財保存活用課) …p11

#### ② 第二次松戸市社会教育計画(案)におけるパブリックコメントの実施について

(社会教育課) …p13

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから令和4年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件、報告等2件、報告等2件となっております。このうち、議案第32号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。また、報告第9号及び報告第10号は、人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を取らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第32号、報告第9号及び報告第10号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第32号、報告第9号及び報告第10号の審議は秘密会といたします。

なお秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第32号につきましては、記録を残

したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第32号、報告第9号及び報告第10号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議案第31号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事の進行に際しましては、新型コロナウイルス感染予防のため、適宜換気を行いますのでご了承ください。

初めに、議案第31号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長、お願いいたします。

**スポーツ課長** こんにちは。スポーツ課長の塩路でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第31号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。

提案理由でございますが、スポーツ推進委員の退任を約束している地区に、松戸市町会・自治会連合会長地区長の推薦により、新委員を委嘱するためでございます。

スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの振興のため、スポーツ教室や大会、地区スポーツレクリエーションの開催及びグラウンドゴルフやボッチャ等、各種スポーツの指導、運営などを各地区ごとに行っております。

また、市民運動会や地区社会福祉協議会等が地域で行うスポーツ行事の運営の協力をしているほか、直近では、10月23日に松戸市民を対象とした体力・運動能力テストを上本郷第二小体育館で行うなど、活動は多岐にわたり、地域のスポーツリーダーとして各地区単位でご活躍いただいております。

なお、委嘱となるスポーツ推進委員の任期につきましては、令和4年12月21日から令和6年3月31日までとなっております。

今回、資料2ページにありますとおり、常盤平地区より1名、六実六高台地区より1名の計2名の推薦がございました。常盤平地区からは富山光子さん、57歳、六実六高台地区から野邊雅俊さん、78歳、以上の2名でございます。

今回ご承認いただければ、3ページの地区別集計表のとおり、合計100名となります。

なお、各地区により追加推薦があった場合は、随時委嘱をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 議案第31号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見は。

伊藤委員。

**伊藤委員** いつもお聞きしているんですが、今回の新たなお二人の方のそれぞれ専門とするスポーツの分野について教えていただけますか。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、お願いします。

**スポーツ課長** まず、富山光子さんにつきましては、実働指導できるスポーツはバレーボールでございます。野邊雅俊さんにつきましては、グラウンドゴルフ、野球というふうになっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ほかに質問等ございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 今ご説明の中にあつたところで、上本郷で行われた体力調査に関しては、どういった意図で行われてどのように結果は使われていくのかというところが、知りたいです。

2点目として、3ページのスポーツ推進委員たちの名簿と、あとは推薦依頼人数と、今合計の数の部分で、依頼人数のほうが多くて、それに満ちている地区もありますが、例えば本庁地区などは年齢が上がっている中で、定員はもう至ってはいますが、欠員が出てから入る



のではなくて、定員には満ちてはいるけれども、引継ぎを兼ねてどなたか新しい方に声をかけていくというような動きがあるかどうか確認したいところです。2点です。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、お願いします。

**スポーツ課長** 1点目の上本郷で行われたスポーツテストの関係なんですが、こちらは県の事業でございまして、各市町村に何年か1回、回ってくるという事業でございまして。こちらに関しては、ご承知のとおり、子供たちを含めた体力・運動能力テスト等の集計にかかって、子供たちのためにやるような事業になっているかと思っております。

2点目の定員でございしますが、現実的には、ここは定員を満たしていてもお声はかけさせていただいているんですが、現実的には順繰りというか、おやめになったときにお声をかけさせていただいているケースもございまして。

**山形委員** ありがとうございます。

できれば、この年齢平均年齢のところを見ていくと、矢切と東部は50代になっていて、本庁をはじめ、ほかに年齢が高くなってきている部分もある中で、どんどん若い方に入って引継ぎをしていく体制づくりをしていくことを検討してください。引継ぎも難しい時代にもなっていますので、今も続けて声をかけていらっしゃると思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかに。

中西委員。

**中西委員** 今のご発言に関連するんですが、年齢で全てを物語る必要はないと思っておりますし、元氣にご活躍だからこそ、推薦されるんだと思うんですけれども、しかも野球というお話もあったので、78歳で野球を指導されるんですか、それもすばらしいことだと思うんですが、実際に今、一番年齢の高い方というのは幾つぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、お願いします。

**スポーツ課長** 最高齢は86歳でございまして。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

和座委員、どうぞ。

**和座委員** 前にもちょっとお話ししたかもしれないんですけれども、こういった依頼人数に対して実際になる方が少ないということで、なかなか成り手がいないという状況の中で、どう

いったことが課題なのかということについて、例えば今現在100人ばかりいらっしゃるわけですから、そういう方たちに対してのアンケートなりをして、実際にどういった問題点があって、課題がどういうものなのかということについての調査なんかはなさっているのでしょうか。そしてまた、そういうものがもしあったとすれば、そういったものからうかがわれる課題みたいなものについて、何かまとめているのであれば、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** スポーツ課長、お願いします。

**スポーツ課長** 近々で理事会とか開かれていまして、そちらのほうで以前こういうご指摘がございました。そういったものも含めて、今後やっていこうという話をさせていただいて、ご了解を得ております。今後、そういったアンケートを含めた意見を聴取させていただいて、それを反映できるような形で今後も進めていきたいと思っております。

**和座委員** そういう点、できるだけよろしく願います。

この方たちは、みんなボランティアになるわけですね。確認です。

どうもありがとうございました。

**教育長職務代理者** いろいろな意見いただきまして、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

議案第31号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

それでは、会議冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等とその他に移ります。

説明者が入れ替わります。

---

#### ◎報告等

**教育長職務代理者** それでは、報告等に移ります。

初めに、「松戸市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの実施について」

です。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

**文化財保存活用課長** 文化財保存活用課長の関根です。よろしくをお願いいたします。

「松戸市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの実施について」ご説明いたします。

資料12ページ、松戸市文化財保存活用地域計画の概要をご覧ください。A3横の資料でございます。

まず、計画策定の背景ですが、近年、少子高齢化の加速に伴い、地域の文化財の担い手確保などの問題から、その継承が危機的状況になりつつあることに鑑み、国は文化財保護法を改正し、市町村の教育委員会は、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成することができることとしました。

このような状況を踏まえまして、松戸市では、市民の「ふるさと松戸」への愛着と誇りを醸成しつつ、歴史的・文化的な資産を次世代に引き継ぐため、行政と地域に暮らす人々が一体となって文化財の保存と活用を着実に推進していくため、松戸市文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁長官の認定を申請することといたしました。

次に、計画の位置づけですが、千葉県文化財保存活用大綱並びに市の最上位計画である松戸市総合計画との整合を図りつつ、教育委員会の指針である学びの松戸モデルを反映したほか、博物館リニューアル基本構想・基本計画並びに戸定邸保存活用計画などの関連する行政計画とも連携する内容としておりますが、策定に当たっては、文化庁長官の認定を受けることとなります。

なお、計画期間は令和5年度から12年度までの8年間といたします。

計画策定の経過につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、本計画を策定することのメリットですが、文化財の保存・活用についての中長期的な方針を「見える化」することにより、計画的な事業運営が行えること。民間団体や地域住民などとの連携が強化され、地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制が構築され、文化財の確実な継承が期待できること。さらには、国庫補助金の対象となる事業を実施する際、その事業がこの計画に記載されているものであれば、国の補助金交付について優先的に検討していただけることなどが策定のメリットに挙げられます。

次に、松戸市の歴史文化の特徴ですが、本市の歴史は、約3万年前の旧石器時代に始まりますが、中世から近代に至るまで、市内の各所にその時代を彩った歴史文化が残されており

ます。

計画では、これらを分かりやすく伝えるため、市の地形から見た3つの類型と、時代から見た5つのストーリーに整理することで、松戸の歴史文化をイメージしやすいよう説明しております。

基本理念につきましては、教育委員会の指針である学びの松戸モデルに示された基本理念、市民に期待する姿、3つの視点を踏まえ、市民の主体的な学びを支える仕組みづくりや、松戸の特色や魅力を実感していただけるような働きかけを考慮いたしまして、資料に記載のとおり設定いたしました。

次に右側、施策の体系について説明いたします。

計画に掲げた基本理念を実現するため、4つの基本方針を設定しました。

基本方針の1は、「松戸の歴史文化をより深く、より広く調べる」です。

従来から行っております歴史文化についての調査研究に加え、新たな価値ある文化財を掘り起こすための調査を行ってまいります。

基本方針の2は、「大切な文化財を守り、次の世代へ継承する」です。

文化財関連の資料整理におけるICT活用のほか、戸定邸や所蔵美術品をはじめとする文化財の計画的な修繕や防犯・防災体制に加え、無形民俗文化財の継承に必要な取組を推進してまいります。

基本方針の3は、「縄文からの松戸の歴史文化を伝える」です。

博物館展示室のリニューアルや学校との連携により、次世代を担う若者への情報発信を充実させるとともに、新たな展示空間の創出の検討のほか、ボランティアガイドの育成など、関係団体との連携を強化してまいります。

基本方針の4は、「松戸の歴史文化を守るため、地域とのつながりを深める」です。

行政と文化財所有者をはじめとする市民が一体となった文化財保存及び活用のための推進体制の構築や支援体制の検討を行ってまいります。

以上述べました4つの基本方針に関連した文化財の保存や活用をめぐる現状と課題を抽出した上で、14の基本的な施策を設定し、それに関連した42の具体的な取組を行うことで、文化財の保存と活用を計画的かつ着実に推進してまいります。

最後に、計画策定の今後のスケジュールですが、パブリックコメントを令和5年1月16日月曜日から2月14日火曜日まで実施し、市民の皆様からのご意見を広く募集いたします。

委員の皆様には近日中に計画書を送付させていただきますので、お気づきの点等ございま

したら、忌憚のないご意見を賜りたく、お願いいたします。

パブリックコメント終了後の3月には、市議会、文化財審議会並びに教育委員会会議に結果をご報告させていただいた後、素案を文化庁に提出いたしまして、令和5年7月に文化庁長官の認定をいただいた上で、策定を目指してまいります。

以上、松戸市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの実施につきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ご説明は以上です。

質問及びご意見等ございますでしょうか。

後ほど、パブリックコメントに伴って意見聴取をしていただけるということですので、意見を述べるに際して、疑問点がもしあれば、今の段階で解決しておくというレベルでご質問をお願いいたします。

中西委員。

**中西委員** 1つ質問させてください。

取組の28番の市立博物館の公開承認施設化とあるんですけれども、この公開承認施設というものの意味と、それがどれぐらいの意味を持っているのかについて、ご説明いただけますか。

**教育長職務代理者** 文化財保存活用課長、お願いいたします。

**文化財保存活用課長** ただいまの公開承認施設についてのご質問にお答えいたします。

公開承認施設というのは、国の大切な資料である国宝や重要文化財、こういったものを博物館で展示する際の手続において、十分な展示に耐え得る施設であるという国のお墨つきであり、手続が簡便となり、より良質な資料を市民に提供しやすくなるというメリットがございまして、千葉県では現在、佐倉市にございます国立歴史民俗博物館と、千葉市美術館、この2施設のみとなっております。市立博物館ではぜひ公開承認施設になろうということで、今進めているところでございます。

以上です。

**中西委員** 結構ハードルが高いということですね。

**文化財保存活用課長** そうですね。

**教育長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

和座委員。

**和座委員** 37番の「歴史の道」と書いてあるんですけれども、これについて、もう少し具体的

にお話をさせていただければありがたいんですけども。

それからもう一つは、やはり41番なんですけど、文化財の保護に取り組む市民の育成といっても、ちょっと漠然としているんですけど、具体的にどんなふうな育成を考えていらっしゃるのでしょうか。この2つについて、ちょっと教えてください。

**教育長職務代理人** お願いいたします。

**文化財保存活用課長** まず、37番の「歴史の道」の整備でございますが、こちらにつきましては、史跡等を回る際に道しるべとなるような標識や説明板などの市民に分かりやすく説明するような設備、ちょっとした標柱とか、そういったものをイメージしていただければいいと思います。こういったものの整備を考えてございます。

それから、41番に関しまして、文化財の保護に取り組む市民の育成ということで、文化財所有者の方はもちろん大切なことは分かっているんですけども、やはりそれを一般の地域の人に知ってもらわないと、所有者だけが頑張ったところで、その保存とか、生かしていくということ、次の世代に守っていくということができませんので、やはりそこは、情報発信も含めてなんですけれども、行政と所有者だけでなく、地域の人にもこういった文化財の大切さを発信して、これをみんなで守っていきましょと、それがこの地域計画の「地域総がかり」ということにつながるんですけども。なので、文化財は大切ということを皆さんに理解してもらえるような、理解していただかないと、やっぱり地域の人にも保護に対して取り組んでもらえないかなということで、ちょっと漠然としていて、具体的にこういったということはまだできていないんですけども、8年間の中で計画的に進めていきたいと思っております。

漠然とした回答で申し訳ございません。

**教育長職務代理人** よろしいですか。

山形委員。

**山形委員** 33番の学校との連携の部分で、今現在、どんなふうに連携しているかというところを教えてください。

**教育長職務代理人** 文化財保存活用課長、お願いいたします。

**文化財保存活用課長** ご質問のありました学校との連携強化ということで、今現在行っていることといたしましては、埋蔵文化財の資料の整理室が今、北部小学校と松飛台小学校にごさいます、その学校の児童の方には、出土した土器ですとか資料を実際にお見せする出前授業をやっているんですけども、それがまだ一部の学校に限られているということで、そう

いったことも市内全域の学校に広めていったり、また、埋蔵文化財に限らず、戸定歴史館の資料なんかも同様に、学校に出向いて連携を強化していきたいと、そういうふうを考えております。

**山形委員** ありがとうございます。

松飛台小学校に伺ったときに、1部屋、歴史のお部屋があって驚きました。今回、学校訪問したときは、小学校4年生の子たちだったかと思いますが、松戸の資料を活用して、戸定邸について各自発表して、それもネットで検索したり、自分たちで発表していく中で、ただ、地域としては、駅前周辺ではなかったもので、その子たちは実際に戸定邸に、保護者が連れてきていなければ行ったことがない可能性が高くて、その部分が、ここでは戸定邸の話ですけども、博物館はどの子も行くのかもしれませんが、身近に文化財や文化施設とつながっていくことが大切と考えます。今どんどんリアルが減っていき、VRや、メタバースなど、いろいろなものがつながっていく中で、リアルな松戸にあるもので学べる機会が広がるように、どんどん強化していただけたらと思いますし、そういう意見を私たちもしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますか。

今、山形委員がご質問してくださった部分で、4月に組織編成してから美術館準備室が一緒になりました。公には募集などしていない部分もあったかと思うんですが、移動ミニ美術も出前授業も、結局一昨年は1件だけで終わったかと思うんですね。そのあたりも今後進めていけたらありがたいかなと思います。記憶ですみませんが、よろしく申し上げます。

あとはよろしいでしょうか。

いろいろな質問が出たところで、また皆様からのご意見をいただいて、いい計画になるとありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

次に、「第二次松戸市社会教育計画（案）におけるパブリックコメントの実施について」です。

社会教育課長、お願ひいたします。

**社会教育課長** 社会教育課でございます。よろしくお願ひいたします。

社会教育課より、令和5年4月1日に施行、開始予定の第二次松戸市社会教育計画（案）につきまして、令和5年1月16日月曜から2月15日水曜にかけてパブリックコメントを実施いたしますので、ご説明させていただきます。

計画の位置づけにつきましては、上位計画である松戸市総合計画や、教育委員会の指針である松戸の学びモデル、社会教育に関する各種個別計画との整合を図っております。生涯学習部内の各計画の上位計画に位置するものでございます。

計画の期間につきましては、令和5年度から令和12年度の8年間とし、長期的な視点に立った取組を計画的に進めてまいります。社会情勢の変化にも適切に対応できるよう、3年ごとに計画事業の見直しを行うこととしております。

社会教育推進の課題と対応につきましては、国の動向や本市の状況を踏まえて、課題を3つにまとめ、各課題への対応は、学びの松戸モデルの3つの視点、何を学ぶ、どこで学ぶ、どのように支えるにつながるものとなっております。

右面をご覧ください。

基本理念と、施策の体系につきましては、学びの松戸モデルのうち、社会教育に関する施策を抜粋して、施策体系とし、3つの視点とそれにひもづく6つの基本施策に基づき、各種取組を進めてまいります。

さらに、基本施策にひもづく各種事業を抽出、整理した中で、さきの課題と対応の欄で掲げた課題への対応として、特に重点的に取り組んでいく事業を抜粋し、8つの重点目標として設定しております。

重点目標に対応する事業については、各課所属長からのご意見や事務局による各種ヒアリングなどを行って選定しており、具体的な事業名称等を計画本編に掲載してございます。

今後の計画策定までのスケジュールにつきましては、パブリックコメントの実施は令和5年1月16日から2月15日までの1か月間を予定しております。終了後は社会教育委員会議や市議会への報告を行い、再度、教育委員会議にご審議いただき、令和5年4月からの施行を目指しております。

委員の皆様も何かご意見がございましたら、パブリックコメントをご活用いただければと思っております。

以上をもちまして、第二次松戸市社会教育計画（案）のパブリックコメントの実施のご説明とさせていただきます。

**社会教育課長** ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

和座委員。

**和座委員** これは、学ぶというのは、子供だけではなくて、市民全体が学んでいくというふう



な観点ですよね。そうすると、例えば私なんかは時々診療中に、定年後の人たちの中で、生きがいというか、今まで本当にばりばりと仕事をしてきた人が、仕事から卒業するというところで、地域のほうに移行するというときに、なかなか難しい部分があって、そういったところでちょっともがいていらっしゃる方なんかはいらっしゃるんですね。そういう人たちというのは、松戸の東京からの位置から考えても、官庁だとか会社なんかで本当に前線でしっかりと能力を持ってやっている方も多いんですよ。

ですから、そういう人たちの能力を十分に活用しながら、彼らが地域の中で自分たちが入り込めるような形での学習というのか、そのためには自分が持っている能力も十分に発揮しながら、地域の中で自分の役割みたいなものを見つけていくということも必要じゃないかと思うんですね。

そういう観点で、この社会教育というところを見たときに、市のほうとして何か、どんな取組をすればいいのかというところを具体的に教えていただけないでしょうか。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 現在でもシニア層の方々にご活躍いただいている場というのはたくさんございます。この計画の中では、社会貢献したいシニアの人たちと、毎日忙しい子育て世代や働く世代の人たちの抱える課題へのマッチングという意味で、学習の社会還元という仕組みは必要であると考えております。

社会教育委員会会議では、「学び返し支援体制の強化」という表現で、その仕組みづくりと学びを生かす活動機会の情報提供、相談の充実などを提言としていただいております。

具体的には、これから事業化することになりますが、今ある「まなびいネット」のリニューアルによって、団体活動のPRですとか、個人を対象にした生涯学習の人材バンクのようなものなどを検討しております。

以上でございます。

**和座委員** 例えば専門的な知識を持っている人たちの、その専門的な知識なりスキルなりを生かしながら、市民が持っている、そういった方たちを生かしながら、役割を担わせながら、いろいろと学びをしていくというか、ただ単に学ぶだけじゃなくて、自分が主体的に何か活動に加わることによって、自分が持っているものを人に還元して教えていく中で学んでいく、コミュニケーションを取る中で学んでいくような、そういったところの取組というのもすごく重要じゃないかと思うんですね。そういった点についてのちょっとお話を聞かせていただければと思うんですが、ちょっと抽象的で分かりませんか。申し訳ないんですけども。

**教育長職務代理者** 現在やっただけしている中でということですか。

**和座委員** そうですね、それでも結構です。

**教育長職務代理者** 何かそのような取組が今現在あれば、教えていただくような形でお願いします。

**社会教育課長** これはいい成功例だったなというものをご紹介したいと思います。ちょうど東京オリンピックが始まる前に、当時の生涯学習推進課と国際交流協会の共同事業として実施したものです。本市にはお仕事で海外に長く生活されていた方、シニアが多くいらっしゃいます。そこで、語学が堪能でいらっしゃる市民の方を集めまして、また、その方々が大変歴史とか松戸の文化にも興味を持っていらっしゃったので、松戸の文化財を英語と中国語でご案内するガイドを育成するような事業を実施いたしました。

その後、その方たちがサークルを立ち上げました。皆さん英語、中国語が得意ということと、文化財が好きで勉強しているということと、社会に対して何かをしたいという個人の要望と社会の要請にマッチングするような事業を実施したということがございます。コロナで活動が一時中断している時期もありましたが、観光ガイドだけでなく、松戸に住んでいる外国人の方々の困りごと、何か市に申請したりする、お手伝いのようなこともネット上でされています。メンバーは今も月に何回か集まって勉強会をして、博物館や戸定歴史館などで学芸員の話聞いて、それを自分たちの学びの場に持ち帰って英語や中国語に訳して再度学習する、そういう活動をされている団体でございます。

**和座委員** ありがとうございます。

ちょっと今の話で触発されて、私も自分のクリニックでのことをお話ししますと、私のところもたくさん外国の方が来院します。1割ぐらいですかね、最近多いです。そういう中で、自分は例えばバングラデシュから来たとか、いろいろな話をしている中で、やっぱり様々な文化を持っているということ、僕はクリニックの診療の中で、雑談の中でいろいろ勉強させてもらうことが多くて、それが非常に面白いんですね。

だから、多分そういった外国の方が今、松戸にもたくさんいらっしゃるわけですから、そういう人たちというのは、ある意味では、非常に社会的にハンディを持っているという部分もあるんですけども、また逆に言うと、日本とは違う文化の持ち主であるわけですから、そういう人との間を何かうまく介在するような人材、先ほど言ったような英語が堪能な方とか、そういう人たちを介在させることで、もっと交流させることで、多分そういった多種多様な文化を松戸の市民の人たちが勉強して楽しむこともできると思うんですね。僕自身も

クリニックで楽しんでいるんですけれども、そういう人たちとお話することが。

だから、多様性ということが非常に今強調されていますけれども、日本は非常に単一国家で、ある意味では、そういった多様な部分が今まで足りなかったんじゃないかと思うんですけれども、せっかくそういった人たちが今実際にいるわけですから、そういう人たちとの交流の中で学んでいくということも、あるいは教育されるということも非常に必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういった活動を拡大していただければいいなと思いました。

**社会教育課長** ありがとうございます。

もう少し申し上げますと、社会教育の役割というのは、誰かに何かをしてあげるという直接的なことではなく、お互いの学び合いを通じて、学び合うことで結果的に皆さんが幸せな社会をつくっていくということでございますので、まずはいろいろな方と向き合って、学び合ってみるといったところから始めたいと思っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますか。

山形委員。

**山形委員** 今のお話の中で、年齢が上がった方たちと子育て世代の方たちとの交流みたいなどころから、これだけを見て何を学ぶというところを見ると、基本施策の歴史・文化・伝統・芸術というのは少し硬い感じがしました。しかしそれを支える連携の部分で、多様な主体の、子育て世代とシニアの世代が結ばれるというところで、コミュニティーの学びやコミュニケーションが本当に希薄になっている現状難しいところもありますが、和座委員もおっしゃっていた診療の場面ということもありますが、ヘルスケアにも全部つながって、最後に課長がおっしゃったようなウェルビーイングに結ばれる、支えるというところで子育て支援とも連携をしたり。そのように広がっていくことや、学び合うという社会教育の原点的なところのお話も聞けたので、パブリックコメント等を含めて、今後意見をさせていただきたいなと思いました。感想になります。

以上です。

**教育長職務代理者** ご意見ありがとうございます。ほかによろしいですか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 先ほどの和座委員のお話に関連しますが、松戸市には非常に大勢の外国籍の市民が住んでおられ、その中には、長く住んでおられる方が中心ですが、新しく留学生で来られた

方も含めて、自分の国の文化とか、伝統等を、日本人に紹介したいと考える人たちが、ごく少数人数ですが、おられます。松戸市の国際交流協会はどういう人たちをまつど国際文化大使に指名して、希望する市内の団体等に派遣して、その国の文化を紹介してもらおうという催しをアレンジしています。特に今増えているのは、料理教室で、ベトナムの料理とか、あるいは台湾料理、チェコ料理を紹介するというので、市内の町内会や学校であるとか、そういった団体に対してやっています。日本人の側から見ると、松戸に住んでいる外国の人たちからその国の文化とか料理や、またいろいろ子供の遊びとか、そういう身近なことを知ることが出来るということで、最近はコロナの関係があつて難しいところもあるのですが、そうした活動もやっています。そうした活動がもっと広がっていけばいいなど、今お話を聞いて感じたんですが、それが社会教育の一環というか、今回の枠組の中で、どこかに位置づけるのかは、よく分からないんですけども、できればいろいろなところでPRをして、皆さんにそういうのがどんどん広まっていただくことを期待したいと思います。それが1点です。

それから、こういう形で、何を学ぶか、どこで学ぶか、どのように支えるのかということに分けて、そういう課題、重点目標を設けて強化して、それを実現していくという方向性は非常にいいと思います。その中で、どこで学ぶのかとか、どのように支えるのかというのは、それぞれはっきりと区別できないところがあるのかなというふうに思うんですが、市民にとってどこで学ぶかという点では、図書館というのは確かに分かりやすいし、松戸の場合は分館として、地域的に、小さいとはいえ、いろいろありますので、なじみがあるんだろうと思います。そのほかに、そういう施設を計画的に整備して、学びの場の充実を図りますというのは、もっともな施策のように思われますが、具体的に、この学びの場の充実というのは、どういうことを想定しておられるのかということ、教えていただければと思うんですけども。

**教育長職務代理者** 社会教育課長、お願いします。

**社会教育課長** 今のご質問は、重点目標の視点のⅡの「どこで学ぶ」のところ、重点④⑤あたりです。こちらは老朽化した図書館本館の整備を含む、仮称でございますが、文化複合施設の整備ということも計画に入っております。

それと、ほかにどういった充実があるかというご質問ですが、令和2年3月に、13歳から17歳までの青少年のアンケートを取っております。ちょっとサンプル数が少ないのですが、参考までご紹介いたしますと、行ったことのある社会教育施設は、図書館が50.6%で一番高

かったです。施設に望むことは、この年代では、自由に過ごせるスペースがあることが61.5%、学習しやすい環境があることが51.9%、施設がきれいであることが49.4%、夜間も開いていることが30.8%という結果になっております。

今も既に私どものいる文化ホールの中には、「生涯学習サロン」という、少し小さいスペースですが、自由に過ごせるスペースをつくっております。放課後から夜間は9時までやっておりますので、土日も含めて高校生や、もうちょっと高い年代の方もいらっしゃっているという状況でございます。徐々にそういったスペースを小さくても各地につくっていったらいいなという思いはございます。

以上でございます。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

じゃ、私から一言だけ。

先ほどの文化財保存活用課のパブリックコメントと、今回こちらの社会教育課で取っていたパブリックコメントで、どうしても見ていると重複してしまいそうなイメージのものとか、今の国際交流とかもそうだと思うんですけども、そういったものも含めて書かせていただいても大丈夫でしょうか。

**社会教育課長** 大丈夫です。

**教育長職務代理人** ちょっと横断的な形で書かせていただくこともあるかと思いますが、そのあたりのことはどうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。大丈夫でしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理人** それでは、ご意見、ご質問はこれで終了とさせていただきます。

---

◎その他

**教育長職務代理人** その他に移ります。

事務局から何か報告ございますでしょうか。

**社会教育課長** 社会教育課から、成人式の開催についてご案内させていただきます。

民法の改正に伴い、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、松戸市ではこれまでどおり、二十歳を対象として式典を開催するものとし、式典の名称を松戸市成人式から「松戸市二十歳の成人式」に変更いたしました。先般、教育委員の皆様には

ご案内をお送りさせていただいたところでございます。

式典は住所地の中学校区による二部制とし、令和4年11月1日時点での対象者は4,629名でございます。

例年の出席率を鑑みますと、おおむね3,000人程度の来場者を見込んでおります。

内容といたしましては、国歌斉唱、市長挨拶、来賓紹介に加え、成人式キャストによる企画や合唱を行います。毎年、式典対象者から募集した成人式キャストが主体となって企画運営を行っており、パフォーマンスやスピーチだけでなく、司会進行や場内アナウンス、合唱の伴奏なども全てキャストが役割分担をして式典に臨みます。

お配りした資料に記載されている「ゆえん」というタイトルもキャストたち自身がどんな思いを込めた式典にしたいのか、会議を重ねて決定したものでございます。こうした取組は県内でも珍しく、松戸市の式典の大きな特徴となっております。

お時間の許す限り、ご多忙の折、大変恐縮でございますが、ご臨席いただければと思っております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** そうしましたら、こちらの成人式について、何かございますか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** よろしいですか。

ぜひお時間がある人は参加させていただいて、また今年の二十歳の方をお祝いしたいと思っております。

それでは、委員の皆様からのご報告で、最初に山形委員からお願いします。

**山形委員** 手元に資料をPDFで、両面で2枚ありますので、ご覧になっていただきながら、簡単にお話をさせていただきます。

先日、11月10日、11日に行われました市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）、群馬の前橋市で行われたものに、3年ぶりの協議会に参加させていただきました。文科省の説明からで印象的なキーワードとしましては、人への投資と個別最適化というところが強調されていまして。

行政説明についての資料も膨大にありまして、いろいろなデータがあったのですが、やはり予算が少ない分だけ、先生の働き方改革の多忙化のところでは、このネットのリンクを見ていただければ分かる部分あります。明らかに、人材が少ないというところもありながら、人の配置への予算の少なさの深刻さを感じる部分がありました。

基調講演で、「ICT機械を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現について」を東京学芸大学の高橋純先生から伺うことができました。子供一人一人は違うというところが見失われがちなポイントなのを、改めて子供一人一人に最適な学びをするために、この写真のイラストにあるようなクラウドを活用して、学習の進行度や理解度に合わせた自由進捗型、自己決定型の学習ができるよというところや、コロナで加速しましたGIGAスクール構想、クラウドの活用、新しい活用方法である、本当に文房具の一つとして、これからはICTを使っていきましょうというところや、先生たちも校務を同じようなシステムを使って活用することで、授業と校務で別々なシステムを使うのではなく、ふだん使っているもので、先生たちも通常どおり使えるような大きな流れがあるよというよなのを具体的に動画も見せていただきながら、お話を聞くことができました。

こうやって言葉で説明するよりも、やはり百聞は一見にしかずで、ここの下のQRコードに、子供たちが実際にどうやって勉強しているかの動画が見られますので、ぜひご覧になっていただけたらと思います。

クラウドの安全性についてのお話や、楽しくなったとか、自分で調べることの主体的な学びが加速している様子が見られましたが、ただ、その一方、正確に情報を確保するだとか、課題はたくさんありますし、この事例は企業が応援して入っている部分や、資源のところ、同じようには出来ない難しいところもある中で、活用できる部分や、これからの時代を見据えたICTの活用について改めて考える時間となりました。

裏面にまいります。

次の日に、第3部会で不登校児童・生徒への支援における学校と関係諸機関の効果的な連携というところでお話を聞くことができました。さいたま市の教育委員会と、群馬県玉村町の教育委員会のお話でした。

特に本当にさいたま市のGrowthという教育支援のサービスがすばらしかったので、よく見ていただけたらと思います。リンクが書いてあるのが、Growthの詳細が載っております。

さいたま市は、規模は松戸の倍以上はありますけれども、少し似ている傾向にある自治体だと思います。松戸よりも断然流入率が多いですし、学校数も倍以上多くはありますけれども、松戸も人が増えていく傾向や働く親が多いという中で、多数問題も抱えながらも主体的にそれに取り組んでいる様子や、英語教育にもかなり力を入れているということも初めて知ったので、その部分もいろいろとご参考になることがあるのではないかなと思って、感心し

て聞いておりました。令和4年度は、ウェルビーイングを基礎とした、さいたまエンジンというもので理念をして、学びを進めていくというような話がありました。

不登校に関しまして、さいたま市は現在、児童生徒数が10万5,000人以上いる中で、1,400名いらっしゃるそうです。調査をしております、1,400名中の1,000人は何かにつながっている、学校もそうですけれども、それ以外にも支援センター、このG r o w t hを含め、ほか他機関につながっていますが、400人はどこにもつながっていない、33%の子はつながっていないというところがあって、とにかく誰一人取り残さないという教育長の強い理念のもとで、不登校などの児童生徒支援センターG r o w t hというのを4人の教育指導主事の先生含め、職員の方含めて、市の研修室を借りてスタートさせたそうです。

不登校だけではなくて、長期の疾病と病気で休んでいる方も含まますというところもありますけれども、どんなことをやっているかという、Z o o m、デジタルオンラインで、オンラインのホームルームや、ご飯を食べる時間を使ったり、カメラはオフなんですけれども、この時間は決まってホームルームが開いているので、入ってきてもらって、先生たちが2人で授業をしてくれるんですね。本当にクイズ形式で簡単なものをやり取りしながら、最初はカメラはオフの子たちも、だんだんカメラをオンにしていったりとか、あとは出席を取るときも、例えば不登校をしていて、一日家で保護者以外と話をしないで終わるという子もいたりする中で、例えばこういうふうにオンラインで、決まった時間に起きて、決まった時間に先生と少しでも話をして、名前が呼ばれて、そういう話ができるというような形でつながるというものをオンライン上でやっているオンラインホームルーム、オンライン授業のスタイルで、授業は英語、国語、数学というような形になりました。

このオンラインでつながっている子供たちと、何とリアルで授業の機会をつくってくださったそうです。牧場体験みたいなのを開催したところ、多数の方が参加してくれて、それこそ学校の校外学習に参加できなかったけれども、このG r o w t hの校外学習には参加できてよかったとか、いつもオンラインでお話ししていた先生と直接会えたというような喜びの声が聞かれたそうです。

また、この③番の保護者もとても孤独な状況の中、保護者向けの教育相談やサポートも充実していて、オンラインでの保護者会で何と46名、そして11月にはリアルの保護者会も行って、とても好評につながったそうです。

つながりが本当に必要になる中で、ピュアメンター、同世代、大学生のボランティアなどを入れて、メンターという形でお話を一緒にしたりとか、このオンラインからつながって、



それこそ傷ついて心が閉じてしまった子供たちは外に出ることすらできないものを、安心した人間関係が少しずつネット上で拡散しながらつながるといようなところの連携をこれからももっともって深めていきたいということでした。

次のペーパーになりますけれども、学校以外でつながる場がどんどん広がるのが今後の、最終ゴールは子供の自立だと思います、自分の進路やこれからを生きるときに、不登校したことがネガティブな要因ではなくて、ポジティブにそれも受け止めながら、たくさんの人に応援されてつながれる場所というのはとても必要だということを感じた実践例と、これはぜひ取り入れていただきたいと思う事例でした。

次に、群馬県玉村町は、人口単位が3万6,000人、小学校は5校、中学校は2校のその中でやっている不登校の支援についてお話を聞きました。

この学校でよかったという魅力的な学校にしたいということで、ご当地のものを使ったりだとか、スクールカウンセラーなどを入れてサポートしているということで、一つ印象的だったのは、にじいろファイルというものをつくっているということでした。発達特性のあるお子さんへの支援のファイルなんですけれども、松戸も同じ、サポートはもう十分、松戸も同じようにやっているなということと、松戸ではライフサポートファイルというものを使って活用しているなと思いました。

とにかく一人一人が大切にされる教育のために実践が必要で、子育て支援と同様、孤立しないことというのがとても印象的な部会だったのと、最後に文科省の方がいつもコメントするんですけれども、オンラインのGrowthのような形態での不登校支援に関しては、予算がつかますということで、連絡をくださいと言っていて、気楽に文科省の児童生徒課に連絡してくださいと言っていたので、ぜひ松戸で行う際には、すぐに文科省の方に連絡していくといいと思いました。

これが協議会で学んだことです。

次に、学校訪問を4か所させていただいたので、簡単に一つ一つお話しさせていただくと、牧野原小学校に10月に行かせていただきました。印象的だったのは、3年前からホワイトボードと言われる手作りのラミネート板を使って、グループワーク等で自分たちで意見を書き合ってみせ合うとか、発表するときにもまとめるときに、何かのノートに書き込むのではなくて、ホワイトボードに書き込んだものをそのまま黒板に提示するなど、話し合いがしやすい有効的なグループワークができておりました。

ほかにも、発表に際して、かき氷のマークが各教室にあって、何かとお話聞きますと、話

し方の型でした。誰かとの意見を合わせたものはミックスだし、1人で言った意見はシングル  
の意見という形で、子供たちにも分かりやすい表現になっておりました。

今回、スクールカウンセラーの利用率について必ず聞いていこうと思いましたが、  
牧野原小学校も活用が盛んということでした。

本日、家庭教育学級で牧野原小学校に伺った後で今日ここに来たんですけども、PTA  
はないんです。保護者会で動いていたり、家庭教育がとても盛んな場所になっているので、  
つながりがしっかりした場所だと思いました。

柿ノ木台小学校に関しては、ユニバーサルデザインを意識しているということだったので、  
どのような部分が意識されていたかということも質問させていただき、バックシートの工  
夫などされていたようです。

勤務時間に関しましては、少し朝が早い先生がいらっしゃったので、質問させていただい  
たところ、ご家族のご都合のために、そのような時間を取っているということでしたけれど  
も、意外と朝早く来るというのは働き方改革の中で見逃されるという印象があります。いろ  
いろなご事情はありますけれども、過労にならないかどうかというところは気にかかるとこ  
ろでした。

こちらもスクールカウンセラーさんの利用は、保護者利用が多いですけれども、常に利用  
されている状態ということでした。言語通級に関して、今までこの部分は深掘ったことは  
なかったんですが、言語の表現に関しては、言語聴覚士の先生がアドバイザーというか、何  
かの視点で入っていて個別対応で、お子さんによってはご自身でそういうのを放課後デイケ  
アだとか、医療機関で言語聴覚士が入る言葉のトレーニングのリハビリテーションを受ける  
子もいたりするので、そういうような視点も、もし受けていない子がいたら、今後そういう  
ところもSTの方に関わってもらえるといいのかなというところを感じました。

裏面にいきまして、3か所目、松飛台第二小学校なんですけれども、校長先生が特別支援  
のご経験があって、ユニバーサルデザインにあふれていて、配慮ある多様性というのが、学  
校そのものがそれを体現しているような、とても印象的な学校だったのと、地域学校連携委  
員会というのが20年以上続いているということは初めて知ったので、驚きました。ただ、や  
はりこういうところも後継者を探すのが課題になっているということもお話を聞きました。

こちらもスクールカウンセラーの利用率は埋まっているということや、説明の資料も膨大  
なものをいただきましたけれども、学校らしくない相談室というのがとても印象的で、後ほ  
ど伺ったところ、手芸やスポーツ、地域の方と一緒に活動するような居場所というのを学校

内にもつくっていきたいというような表現だったそうです。あと印象的だったのが、高学年の教室の中に箸の持ち方の掲示がありました。これは意図的に行われているなどと思ったら、やはり姿勢に関しての大切さの指導を積極的に行っているということが分かりました。

また、教科担任制を取り入れられていて、一人一人の生徒への対応が、隣のクラスでも、教科をするとやはり向き合う時間が増えるので、子供の名前と顔が一致する大人が増えるというのはとても大きな部分になると思って、対応が手厚くなるのではないかと考えました。

最後に、上本郷第二小学校に行かせていただきました。経営説明の中で、人権教育を意識したというお話があったので、後日質問させていただきましたけれども、顕著にその人権教育を特にどこの部分をというのは、日々の言葉遣いや道徳の授業等々を含めて、いろいろな形で表現しているということをお伺いしました。

スクールカウンセラーの利用率も20名程度ということで、割と利用されているところ、働き方改革のところで、それぞれの先生の実践をシェアして生かしているというようなお話を聞くことができました。

全般にわたって、4校回って、全体いろいろ見ていく中で、体育館の中にある熱中症予防対策の検温計がある学校とない学校があったのが気になったところがあります。ただ、測定器は全校に配付されていると思うんですけども、体育館は、いろいろな市民の方も使うような、あとは今すごく気候が変動しやすく、季節が外れていても急に気温が上がったりとかということもあったりするので、その辺なんかは今後、要検討なのかなと思いました。

教育委員を拝命して、6年の月日が経ちましたが、当初からずっと気になっていた鉛筆の持ち方や姿勢に関しては、本当にこれは教育だけではなく、子育て支援の、今自分が関わっているところから始まっているものなんですけれども、よりコロナによって運動機会や体験機会がどんどん減っていくところの背景も鑑みたり子育て支援者として、乳幼児期から体の発達のサポートについて、もっと積極的に私たち支援者が関わっていかなきゃいけないんじゃないかなというのを、これを全て学校に任せることではなくて、全体としてここは支えていくような仕組みが必要なのではないかなというのを痛感しました。

全体、授業でICTのタブレット、スムーズに活用している学校もあれば、見たところ、その日は活用していなかったんだなというところもありましたけれども、気になったのが、授業で使われている検索エンジンが統一されているかなというところが気になりました。もう決まっているかもしれませんが、生徒さんによってはパソコンがとても上手で、検索エンジンの切替えなんかも簡単にできる子もいますので、その辺のセキュリティーについて確認

していきたいなと思いました。

スクールカウンセラーの利用率が高いというのは、昨今、コロナで高くなっていると思いますので、ここで予約からあぶれることがないようにとか、もしなかなか難しいときなんかは、学校の中ではない、県のすこやか相談など、そういうものも活用していただくと、親子面談ができるものもあります。そういうところがつながるといいかなと思いました。

全体を回りながら、どこの学校がというわけではないんですが、教室の中で子供の表現がある教室、子供の言葉や活動の様子が掲示板であふれているようなお部屋に関しては、自分たちの場所だというような安定的な空気を感じましたし、図工の作品なんかも、天井から大きくぶら下げて全体像がしっかりと見えるような展示をしている学校もありました。それぞれの学校のスタイルとか、設備によってそれができる、できないはあると思うんですけども、もし自分がこの席に5時間座り続けるとしたらと思いながら、私は学校訪問させていただきながら、一番後ろの席から見て、テレビの画面でICTでうまく使われて、うまく活用されているんですけども、場所によってはちょっと見づらいとか、光るとか、それがとても感じたが学校もあれば、全然感じなかった学校もありました。そこはカーテンが少し厚かったような気がするんですね。そういう配慮があるのかなと思いながら、角度とかも気にしているのかななんて思ったりしました。

本当にご多忙の中、専門家ではない者が勝手に意見を言うところではあるんですが、一人一人が本当に大事な存在として認められていることと、あとやっぱり多様性への理解と各機関との連携の必要性がますます高まっている昨今なんだなということを強く感じる4校の訪問でした。

長くなりましたが、以上になります。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

次に、中西委員からのご報告をお願いします。

**中西委員** 紙を用意していないんですが、ちょっと時間の関係で、先にお話しさせていただきます。

今年度、学校訪問、かなり回らせていただいて、ある意味、総括といたしますか、私は重点的に情報の扱い方というようなことを中心に拝見してきたんですけども、この例だけはやっぱりどうしてもここで申し上げておかなければいけないなという例があったので、その1点に絞ってお話をさせていただきます。

この点は、担当課にもご連絡をして、校長会等でいろいろ周知していただくというお話も

伺っておりますのでということなんですけれども、どういう例かといいますと、中学校でレポートをつくる、ネットで調べて、その情報からレポートをつくる。実際には世界遺産のレポートをつくるという授業だったんですが、そのレポートをつくっていく過程で、引用元をちゃんと書かないと駄目ですよとか、ウィキペディアは駄目ですよとか、そういうことは注意喚起はされてはいたんですね。

だけど、もともとネットの情報、信用できる情報のネットのページなんですけれども、それをコピペして、貼り付けてレポートにすると。子供によっては若干それを修正を加えていた部分もあったようなんですけれども、コピペをすると。最後に参考文献として、ここを参考にしましたよということは書いてありますよと。そういうレポートの作り方で、写真はそこから引っ張ってきて貼り付けるんですけれども、貼り付けたところには何も説明はなく、参考文献の中から引っ張ったんだなということが一応想像はできるというようなレポートが目立ちました。

これは、レポートの作り方としてはバツなんですね。こういうレポートがやたらと大学生にも増えているんです。こういうレポートをもうこれ以上量産してほしくないということは、ずっと私自身も個人的にも思っている立場でもあったので、この初歩の段階、中学校ですけれども、こういう段階でこういう指導をされると、困った大学生をたくさん生んでしまうような、そんなことになってしまう。これが正しいと思われてしまったら困るので、ちゃんと指導してくださいということを申し上げました。

ついでに言えば、レポートを1枚に収めなければいけないので、無駄な部分を削るのではなくて、改行を減らして、ポイントを下げて押し込めるみたいな、そういう指導もされていたので、これはちょっと国語の指導上、国語の授業なんですけれども、そもそも。国語の指導上、問題じゃないかなということもありましたけれども、それは付随したお話ですが、いずれにしても、こういうレポートの作り方を中学校でされるのはまずい。小学校の段階でも、もうそういうことを、コピペをして貼り付けるということはもう習慣的にやっていますので、我々も、物理的にコピペするということは幾らでもあると思うんですけれども、それをどこまでが引用したものかということは常に意識して、それを明示しないと駄目だということは、いい大人は分かっていると思うんですけれども、それがちゃんと守られていない、守られないような指導があるとまずいなということで申し上げました。その点はいろいろ今後ご指導いただくとしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかの委員からは何かご報告ございますでしょうか。

和座委員、お願いします。

**和座委員** 私は、六実中学校と古ヶ崎中学校をちょっと見学した際のまとめなんですけれども、時間も限られていますので、幾つかちょっとポイントだけ話します。

まず、六実中学校の見学では、ちょうどその当時、教師の性暴力の不祥事がありまして、そのことについての議論があったので、その点についての話です。

このとき、事故が発生したときに、校長の話だと、PTAの会長の方と非常に綿密な連絡網があって、その中で保護者に対しての説明が、前もってちゃんとした関係があったためにうまくいったというお話があったんですけれども、こういうふうな地域の関わりというのはやっぱり非常に重要だなというふうに思いました。

ただ、一方で、やっぱりこういう不祥事、幾つかあります。いわゆる令和4年4月1日から施行されておりますけれども、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律というのが一応可決されて、その法律を含めて、文部科学省のほうから言われていることは、教育委員会も含めて、関係機関が率先して対策や指導を教職員や生徒に対して、これは重要なことで、教職員だけじゃなくて、生徒に対してもやらないといけないと。生徒に対して、実際こういうふうなことがあったときには、やはりこれは人権ということなんだよと。やっぱり先生というのは絶対的な存在としてありますから、生徒にとって。そういう意味で、生徒が被害者になっては非常に困るわけですから、生徒自身に対しての教育というのも非常に重要だというふうに思います。

そういったことをきちっと研修、啓発を行っていく必要が今後あると思いますし、それから、そういった問題を早期発見するためにも、定期的な調査とかアンケートも是非してくださいということを文部科学省のほうも言っておりますので、ぜひその点も深く反省しながら、今後やはり松戸においてもやはりこういったことについて、不祥事がもう起こらないような形で、しっかりとやっていかないといけないんじゃないかなというふうに私は思いました。

同時に、いつも言っていることなんですけれども、いわゆる人権とか、特に体罰とか、そういったふうなことも含めて、性的な部分についてだけでなく、子供の基本的人権としての育つ権利とか守られる権利、参加する権利、生きる権利という4つの権利、こういった基本的な権利についての十分な理解と研修というのを教職員の皆さん、そしてまた子供たちにもしっかりと実施してほしいなというふうに思います。

そして、特に現在、教育委員会と市が連携して体罰に関するプロジェクトチームということで小橋先生を中心にやっていますけれども、このチームのほうで、多分いろいろな研修会のためのプロジェクト、あるいは講習会のための材料みたいなものも多分出てくるんじゃないかと思えますけれども、そういったものに期待していきたいというふうに思いました。まずそれが一つのポイントです。

次に、あと不登校のことです。古ヶ崎中学校での感想ですけれども、不登校の対応ということで、先ほど山形委員からも様々な示唆するお話があったんですけれども、ここでは、実は私が見ている患者さんがここに在籍しておりまして、中学校の2年生なんですけど、女の子で、私が今、診察室で彼女を見ているんですけれども、この子は小学校1年生からずっと学校には行ってないんですね。中学校に入ってから、中学校に入ったわけだからということで、お試し期間で学校に行ってみようじゃないかということで、行ったんですが、これが彼女にとっては大きなハードルで、かえって彼女が学校生活に対する拒否感を持ってしまって、一切行かなくなっちゃったんです。

このあたりも含めて、やはり十分に評価をした上で、取組をしていかないといけないんじゃないかという話を私はしたんですけれども、その点については先生方も十分にそういった情報を共有していらっしゃって、今後の対策、そしてまた反省等も聞かせていただきましたので、そういう意味では、学校のほうの取組というものはしっかりとしているんじゃないかなというふうに思いました。

ただ、今後は、先ほど山形委員がおっしゃったように、やっぱり学校に返すということだけでなく、その子の居場所というものをちゃんとしっかりとつくっていく。そういったことがやっぱり重要じゃないかというふうに思います。それからオンライン活用というのも先ほどちょっといろいろと出ていましたけれども、そういったことも含めて、しっかりと取組を今後は、校長先生や学校スタッフとか、養護教員とか、スクールソーシャルワーカーの方たちとチームを組みながら対応していくということでやっていけるといいかなというふうに思いましたし、古ヶ崎小学校の面々の先生たちのご意見を聞いた限りでは、そういったチームをこれからもつくって、しっかりとやっていけるんじゃないかなというふうな、僕はそういうふうな期待を持ちました。

特別支援に関して、不登校等の関係は非常に密接なんですけれども、いわゆるADHDとか、LDとか、ASDとかという発達障害に関して、最近は様々な考え方、見方というものが、マスコミ等も含めていろいろと出てきていますけれども、やはりこういった知見は、し

っかりとやはり早期に拾い上げるためにも、教職員の皆さんが、こういった発達障害の病態整理も含めて、しっかりと理解していただきながら、ケアの内容も進化させていく、そのための学習、研修というのが充実していければ、さらにいいものが出てくるのではないかなというふうに思いました。そういった面に対する姿勢も先生たちの中に熱意が感じられましたので、私は非常にうれしく思いました。

最後に、外国人の取組というところがありますけれども、先ほどの多様性の話にちょっとつながりますけれども、古ヶ崎中学校ではやはり外国人の方たちが結構いらっしゃるということで、向こうではどっちかという、生活の面で非常に大変だということで、そういった側面を強調なさっていましたけれども、言葉の障害に対しても、しっかりとした形で教育の時間を取っていくというふうなお話だったので、こういうふうなお子さんたちも含めて、みんなと一緒にやっていくような、そういうふうなたくましい、多様性にあふれた、そういった教育をしていただければというふうに思いました。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** 私も簡単に報告させていただきます。紙は皆さんに配っていないので、恐縮です。

この10月、11月に、あわせて4校の学校訪問をさせていただきました。小学校が2校、中学校も2校で、小学校については六実小学校と東松戸小学校ということで、小規模校と大規模校というくくりになるかと思えます。

松戸市の学校選択制の功罪というか、その影響で、そういう小規模、大規模校が生じているのかなというふうに思いました。

それから、先生の働き方改革ですが、六実小学校では、いろいろ超過勤務の削減等、結果的に大幅に改善したということでした。東松戸小学校では取れる対策は全部取っているようですが、教頭先生等から話を聞く限りでは、超勤の削減にはあまりつながっていないということでした。そこからうかがわれるのは、時間短縮ができて、そのほかの授業の準備とか、いろいろなものに費やす時間等が増えていますということで、やっぱり先生の意識が大きなネックになっているのかなと思いました。

それからもう一つは、六実小学校は学校選択制でもあり、そういう配慮からか、地域の関心が非常に高く、学校サイドも地域との連携に取り組む姿勢を取っておられ、特に生徒の安全に対する意識が地域のほうでも非常に高いということで、これからそういう学校と地域と



のいろいろな連携をもっと強化していく可能性があり得るのかなというふうに感じました。

それから、中学校については、金ケ作中学校と小金中学校で、これも小規模校と大規模校ということで、学校選択制の影響が現れているのかと思いました。

金ケ作中学校では、その対策として、六実小学校と同じように、地域との関わりを増やすため、いろいろな取組を行っているということでしたが、最近ではコロナの関係で、なかなか進んでいないということでした。

それから、先生の働き方改革では、両中学校とも取り得る対策はもうほぼ取っているという感じで、学校サイドからは最終的には先生の意識に任せるという姿勢ですが、それでもその中で少しずつ成果が上がっているという様子でした。

それから、両校とも、それぞれ金中タイムとか、アップルタイムとして、短時間の集中取組の時間をつくって、ずっとやっているんですが、やっぱりどうしてもマンネリ化してしまうということもあり、そのマンネリ化を打破したいという発言もあって、いろいろ中身を工夫しているという印象でした。生徒からのアンケートを取ったり、その成績とのつながりを細かく評価して、よりよいものにしていきたいなというふうに思いました。

以上が学校訪問の結果です。

それから、前橋での市町村教育委員会研究協議会ですが、その中で、教職員の働き方についての部会に参加しました。その中で茨城県の守谷市と群馬県の安中市からの報告があったんですが、守谷市は7万人、安中市は5.5万人と両都市とも、比較的小さな都市なので、強いリーダーシップのもとで、何か政策を進めるときには、規模的に一斉にそれを取りやすいというか、そういう規模的な有利性があるのかなという印象をその報告を聞いていて受けました。

そういう働き方改革に対する教職員の意識も非常に高いということがうかがえました。特に放課後の時間をより多く取るということが最優先で、授業が早く終われば、それだけいろいろなことがやれるし早く帰ることもできるという考え方で、それを実現するために教育課程にも一種の合理性や、効率性を取り入れて、その効率性を最優先にするということでした。放課後の時間をたくさん取るため削られた時間をどうやって取り戻すかは、例えば冷房が入ったので夏でも勉強できるだろうということで、8月の末を使って夏季授業をやったり、あるいは今まで3学期制だったのを前期・後期というような2学期制にして、時間を取れるようにしたり、入学式とか卒業式は普通、授業はないんですけれども、午前中に式をやれば、午後から授業をやるとか、そういう形で授業時間を取るようにして、できるだけ毎日の授業

時間を少なくするというようなことで、既に取り組んで、時間をつくり出していくというようなことでした。

ただ、こうした改革が児童生徒の学習態度にどのような影響を与えるのか、また児童の学力にどのような影響を与えるのか、つまりそれが学力の向上にマイナスにならないのかとか、そういったところが今後どうなるのか、ちょっと心配だなというふうに思いました。

また、放課後の時間を今以上に多く取れたとしても、それをどういうふうに有効に使うかというのは、教職員の意識に非常に深く関わっているのです、その点についての校長なり教頭の指導性が重要になってくるのかなと思います。こうした取り組みについては文科省も非常に評価しているようですが、果たしてそれが松戸のような人口規模の大きな都市にも適用できるかどうかというのは、もう少し様子を見ないと分からないのかなというふうに私は感じました。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

私の報告につきましては来月、レポートがまだ途中ですので、させていただきたいと思えます。

ここで、中西委員におかれましては所用のため退席されます。

なお、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の3の規定によりまして、本会議は引き続き開会することができます。

それでは、説明者が入れ替わります。

---

◎議案第32号、報告第9号及び報告第10号

**教育長職務代理者** それでは続きまして、議案第32号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」、報告第9号「臨時代理による処分の報告について」、報告第10号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第32号、報告第9号及び報告第10号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人の方はご退席をお願いします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部

審議監、教育総務課長、以降指定する職員は各議案で入替えをお願いいたします。

議案第32号、学務課長、学務課学校保健担当室長、学務課学校保健担当室長補佐。

報告第9号、学務課長、学務課課長補佐。

報告第10号、児童生徒課長、児童生徒課課長補佐。

以上となります。そのほかの方は退室してください。

説明者の準備が整うまでしばらくお待ちください。

(指定職員以外の職員退席)

---

(以後、秘密会)

---

◎議案第32号

**教育長職務代理者** それでは、議案第32号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

**教育総務課長** 教育総務課長、三根でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第32号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」ご説明いたします。

本件につきましては、11月の定例教育委員会議におきましてもご審議いただいたところがございますが、市長より追加で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取の申出がありましたことから、ご審議いただくものです。

それでは、資料5ページをご覧ください。

保健体育費、保健体育総務費、学校安全管理事業、安全管理業務1,785万4,000円につきましては、松戸市内在住の全ての小学生の保護者を対象として、スマートフォンでの子供の登下校や日常生活における位置情報の把握による見守りに必要となるGPS端末を購入した際に、初期費用を補助するものでございます。

本事業による補助によりまして、保護者の経済的負担を軽減するとともに、GPS端末の活用による児童及び保護者の安全・安心の確保を図ってまいります。

なお、同費用には当該事業の周知及び事務手続に関する費用を含んでおります。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課からご説明させていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**教育長職務代理者** 議案第32号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質問、質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 予算の内訳やGPSの端末の、どのように保護者の方とのやり取り、購入する先がどのくらい、何件から選べるとか、後払いなのか、先払いなのか、そういうところ、今現状決まっているようなところの説明をお願いいたします。

**教育長職務代理者** 学校保健担当室長、お願いいたします。

**学務課学校保健担当室長** 学校保健担当室長の大場でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、本事業のどのくらい普及を想定しているかの点については、まず他県でも同様の補助事業を実施しております。他県の実績を鑑みまして、本市の事業といたしましては、小学1年生から3年生は全体の10%、小学4年生から6年生までは全体の5%の申請があると推測いたしまして、積算をしているところでございます。

小学4年生以上になりますと、スマートフォンの保有率が小学3年生以下と比較すると約倍ぐらいになるため、申請率も10%の半分の5%という形で積算させていただきました。

あと、当事業は、特定の機種というのは特に定めておりませんので、子供の見守りの位置情報の取得などを目的としたGPS端末を全て補助の対象とさせていただいているものとなっております。

あと、当事業の申請から交付の流れについて、ちょっとご説明させていただきますと、市指定の申請書、あと請求書に必要事項を保護者の方に記入をしていただいて、購入日時、あと購入された方、購入内容、あと金額が明記されている領収書または明細書が必要となります。また、ネット購入の方についても、同内容が表示されている購入明細の画面をプリントアウトしたものを添付していただいて、学務課の学校保健担当室へ原則郵送の上、提出していただきたいと思っています。その書類の受理後、内容をうちのほうで確認させていただいて、手続きを経て、指定した口座のほうにお振り込みをさせていただくというような流れとなっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 山形委員。

**山形委員** 先払いで保護者が払い、後日精算で、そのときの費用に関して、例えば8,000円のものがあったとしたら、8,000円が補助になるという理解でいいですか。

**学務課学校保健担当室長** 上限を1万円と設定しております。大体端末の相場が5,000円から1万円のものとなっておりますので、8,000円のものをご購入されたら8,000円のお支払い、1万2,000円のものをご購入された場合は1万円をお支払いして、残りの2,000円は各家庭のご負担とさせていただきます。

なお、月々の使用料については、こちらも各ご家庭の負担という形でさせていただきます。

以上です。

**山形委員** スマートフォンの普及率はどれくらいか教えていただけますか。今お話の中で、4年生から6年生は保有率が倍になるというお話だったんですけども、データはありますでしょうか。あと、他県というのが具体的にどこの県か分かれば、ホームページ等で私たちも見ることができるので。

**学務課学校保健担当室長** すみません、小学生のスマートフォン保有率の詳しいパーセンテージについてはちょっとお調べさせていただいて、中学生になりますと、スマホの保有率が約9割、90%となる数字がございます。

あと他県のほうで参考にさせていただいたのは、岐阜県岐阜市、静岡県藤枝市のほうで、同じく補助事業を行っております。岐阜市は小学1年生のみが補助対象となっております。補助の申込み者が全体の18%です。藤枝市においては全小学生が対象となっており、3%の申込みがあったということで、その2市の平均値である10%で積算をさせていただいたところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** これは市長が記者会見をして発表されたので、私もちょっと注目していて、小学生が全員持つのかなというような印象を受けたんですが、1年生から3年生までで10%、あるいは他県のそういう様子を見ていても少ないということで、ちょっと違和感を感じました。この間のような事件があったこともあり、GPS端末のようなものを持っていれば、行方が分からなくなったときに探すのに大きな手がかりになり、有効かなと思うんですが、そんなに希望者が少ないというのは何が原因なんですか。

やはりそういうのを持たせれば、効果があるにしても、例えばかばんに入れていけば、家

に一旦かばんを置いたら、もう持たないですよ。ですから、その辺の何か使い方にもっと工夫があればいいのか、あるいはやっぱりあんなものを持たせたくないというような感じで各家庭が、保護者がそういうふうにするのか、どうして1年生から3年生の10%程度というふうに少ないのか、その辺はどういうふうに見ておられますか。

**学務課学校保健担当室長** 5%、10%しか申請がないと想定した積算ということで、どのような政策決定がされたのかということなんですけれども、まずGPS端末は、離れた場所からも子供が今どこにいるか分かるという利点があります。また、万が一のときに子供の位置情報が把握できるということですね。その中で迅速な対応が可能となるということで、さらなる安全・安心に資する方策の一つと、まずは考えております。

一方で、GPS端末を持つことにより、子供の人権だとかプライバシーへの配慮等、様々な理由からGPS端末が必要ではないというご家庭もあると思っています。いろいろなことを踏まえて、今教育委員会でもいろいろな見守り活動はやっております。それを継続していくとともに、いつ起こるか分からない万が一の危機に対応するために、行政として総合的な、教育委員会としても総合的な安全対策のさらなる強化というものが急務であると思ったことから、他市の実績等を参考にしながら、本事業を展開していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

**伊藤委員** 私が見た限りでは、GPS端末は大体5センチ四方ぐらいの、厚さが2センチぐらいあって、子供にとってみるとかなり大きな機械という印象で、もっと何か首から提げるとか、靴にくっつけるとか、何かそういう、もう少し改善されればもっと普及するというような考えはお持ちですか。それともやっぱり、さっき子供の人権とおっしゃいましたが、私も子供の人権は大事だと思うし、決してないがしろにするつもりは全くないんですが、ただ、やはりまだ小学校1年生、2年生、3年生であれば、自分の行動に全責任を持って対応できるというような年齢ではないので、そういうGPSを持たせることが子供の人権を侵害することになるのかどうかというのは、私もちょっと疑問に思うんですよ。

ですから、親の判断で、もちろん親が持たせないという判断を持ってしまえば、それはしよがないんですけども、そういう取り付けやすいとか、大きくなくてハンドルしやすいようなことになれば、もっと推奨して持たせてもいいのかなという感じはするんですが、その辺、もうちょっと小さくなればいいのか、そういうお気持ちはお持ちですか。それともやっぱりこれが限界なんですかね。

**学務課学校保健担当室長** まず、GPSの大きさについてなんですけれども、大分商品も近年、いろいろ開発も進んでおりまして、大きさは2～3センチ程で、USBのような形やキーホルダー式のもの主流となっています。ですので、ランドセルにかけたりとか、ランドセルのサイドポケットに入れたりでき、重さも特に感じることなく、日常生活、または学校にも、小学1年生でも持ち込むことは可能じゃないかなというふうには考えております。

また、人権の配慮の件につきましても、我々が一番大切に思っていることは、まずご家庭で保護者とお子様十分に話し合っていて、GPSの必要性が本当にあるのかとか、お子様の安全行動とか危険回避行動、GPSを持つというメリットをしっかりと話し合っていて、適切にGPSを使用していただきたいというふうには考えております。そういったチラシとか周知もしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 子供の人権ということなんですけれども、先ほど僕、4つ聞きましたけれども、その中の守られる権利というのがあるんですね。守られる権利。生きる権利とか、まさに本当に生命とか、そういうふうなところの非常に重要な権利であって、そこを例えば親が主導的に決めたことによって、子供の権利が阻害されるということも一方であると思うんです。

それからあと、参加する権利というのが4番目にあるんですけれども、これは子供が自分がこういったものに参加したいとか、あるいはこういったものに関わりたいといったときに、それを保障してあげる権利なんですけれども、これは対象は小学校でしたか。

**学務課学校保健担当室長** そうです。

**和座委員** 6年生まで。

**学務課学校保健担当室長** 6年生までです。

**和座委員** そうすると、高学年になってくると、自分のある程度、自主的な判断力というもの出てくるわけであって、そういう場合に、十分に親と子供との間で話し合うといっても、なかなか難しい部分はあるんですけれども、ただ、そういった場合に、参加する権利というものやっぱり十分に尊重してあげないといけないと思うんですよね。

そういうことを考えると、子供の人権というのを考えたときに、私は法律家じゃないので分からないんですけれども、こういったGPSで子供の位置を見るということについて、そのあたりを逆にあまり配慮し過ぎると、子供の本当に生きる権利だとか参加する権利とかが制限されてしまうんじゃないかと、逆に僕のほうは心配になってしまうんですけれども、諸

外国の場合にこういったふうなことというのは行われているのでしょうか。そういった部分については何か考えというのはあるのでしょうか。

もう少し人権に関して十分に浸透している北欧だとかいろいろなところもあると思うんですけども、そういったところでこういったGPS云々というふうな発想なんかは出ているのでしょうか。ちょっと僕自身が、ちょっと今思いつきでお話ししていて申し訳ないんですけども。

**教育長職務代理者** 山形委員、ご意見あればどうぞ。

**山形委員** 海外では、子供を10歳以下では一人にしませんというところがありますよね。アメリカのドラマとかを見ても、全部バスとか車で送迎していますよね。だからこそ、GPSは必要ないということだと思います。

伊藤委員が懸念された、なぜ10%かというところで、子育てを経験して、当事者で保護者の方とたくさん接点がある中で、やはり毎月のコストだと思います。ただ、コストをかけられるご家庭だったら端末を買うと思いますが、これだけ物価上昇して、毎月1,500円とか、プランによっては800円とか安いところもあるかもしれないけれども、購入したけれども、要は本体はあるけれども、それを継続する、やっぱりそこにコストをかけられるかどうかという保護者背景も含まれるかなと思うので、そこら辺に関しては、少し議論が必要だと思います。そういうのを持たせたくても持たせられないご家庭もあるかもしれない。買って見たけれども、使えないみたいなことが実際に起きることがあるかもしれないので、そこに関して、保護者の方にきちんと誤解のないように説明が行き届くことが大切かと思いました。

もう一点、先ほどのスマートフォンの普及率だけじゃなくて、1年生は多分、スマホを持っている子もいると思うんですけども、キッズケータイか子供スマホみたいなものを持っている子もいると思うんですね。一度アンケートを取ってみるのはいかがでしょうか。

もしかしたら、そういうものを持っていたら、それもプランなんですよ、見守りプラン、ALSOKプランで、また1,000円とかかかるんですけども、そういうのもあるんですが、ちょっとまたお手をかけることになるけれども、実際に松戸は働く親が多くて、子供が1人になる時間は多いというのが現実だと思うので、並行して、ほかの自治体さん、今、岐阜と藤枝だけですか、日本でやっているのは。

**学務課学校保健担当室長** ほかの自治体もやっているところがありますが、先進的にやっているのがそこでしたので。

**山形委員** もしかすると、他の自治体に比べたら松戸は買う人が多いかもしれません。関東な



ので、ICTに慣れている保護者が多いのではないかなと考えたりはするので、とにかく事故の防止のため、本当に悲しい事件が起きて、もしあの子がこれを持っていたら防げたかもしれない。ほかにも近年、やはりいろいろな行方不明のニュースだとかが絶えないので、できる形で少しでも応援というようなところですが、ただ、買って見たものの、実際に使うときに使えなかったとかということがあるのが問題かなと。逆に、なくてもいい人が買うという現象が起きてもおかしくないと思うんですね。もう既にスマートフォンを持たせている方だったら、それに追加料金を払えばGPSはついてくるものなので、2つも3つ持たなくてもいいかなと思ったりしたというところが私の考えです。

子供の人権という部分では、日本の子供たちというのは本当に守られていないと思います。子供が一人で留守番することが容認されている現状になっているし、そのリカバリーする仕組みが全くないので、それが当たり前で、鍵っ子でずっと私たちも生きてきた部分もあるかもしれません。ただ、時代は変化していくので、その中で急遽決まったことなので、もしかしたらそういう調べが先だったのかもしれないですね。調べて、今子供たちがどんなスマホを持ったりとか、どんな見守りがあるかという調査をしてからこういうのがとあるかもしれないんですけども、市長の意見と、本当に悲しい事件が起きたのでそれをリカバリーするため、一人でも取り残されないし、悲しい事故がないためにも、できることという形で取り入れていくことは大切です。また、悪用はないと思うんですが、そのようなことで端末を買って、今は簡単に売り買いができる時代なので、それを転売するなどが起きないでほしいというのは切に願うところではありますけれども、その辺も含めた保護者への丁寧なやり取りが必要だったり、文章だけでは難しいかもしれないので、動画で説明が、もしかしたら必要になるかもしれません。外国籍の方たちとかも、みんなにきちんと仕組みが分かるような形できちんと周知していただけたらなと思いました。長くなって、すみません。

**教育長職務代理者** 非常によく分かりやすいご意見をいただいて、ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** すみません、事実関係で。

この1,785万4,000円というのは、どういう積算ですか。1万円掛ける生徒の何%とかしているんですか。

**教育長職務代理者** 学校保健担当室長、お願いいたします。

**学務課学校保健担当室長** 1,785万4,000円の内訳でございますが、まず上限が1万円ということで1万円掛ける、小学1年生から3年生の10%の人数が1,160名になります。よって低学

年、1年生から3年生は1,160万円。高学年につきましては全体の5%を見込んでおりました、申請が来ると予想しているのが581名ですので、581万円となっています。そのほかに、通信費だとか、あとチラシ代の印刷製本費なども含まれたもので1,785万4,000円となっております。

以上です。

**教育長職務代理者** 早急な対応ということで、こういった補正予算が組まれたことは非常にすばらしいことだと思いますが、委員さんからのいろいろなご意見もいただいたように、やはり今後これが正しく、いい方向に使われることと、継続的に安全に担保できるかというところについて、もう少し継続的な研究、アンケート等をお願いしたいと思います。

それでは、ほかにご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして、議案第32号の質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。説明者が入れ替わります。

---

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

秘密会にて議案第32号は原案どおり決定し、報告第9号、報告第10号につきましては承認されたことを報告いたします。

本日本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

**教育長** それでは、次回の教育委員会会議の日程についてお知らせします。

次回の教育委員会会議は、令和5年1月19日木曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ご異議がないようですので、次回、令和5年1月定例教育委員会会議は、令和5年1

月19日木曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和4年12月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員